明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○担保付社債信託法施行令第五条第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する信託会社を定める件の一部を改正する件（**金融庁**九〇）　二
○金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第十四条第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関を定める件の一部を改正する件（**同**九一）
○金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部を改正する件（**同**九二）
○金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部を改正する件（**同**九三）
○預金保険法施行規則第三十六条第四項の規定に基づき、金融庁長官が別に指定するものを定める件の一部を改正する件（**同**九四）
○銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を改正する件（**同**九五）　二
○日本国に帰化を許可する件（**法務**四〇一）
○保安林の指定をする件（**農林水産**一二四六～一二五二）　三
○高圧ガス保安法第五十八条の三十の三第二項において準用する同法第五十八条の二十二の規定に基づく指定保安検査機関の事業所の所在地の変更の届出があった件（**経済産業**一八〇）　四
○国際事務局の口座及び本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する件（**特許庁**六）
○特許庁以外の国際調査機関に対する手数料の納付のための口座及び調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件の一部を改正する件（**同**七）
○自動車の装置の型式を指定した件（**国土交通**八四三～八五八）　六
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（**同**八五九）　七
○直轄砂防工事を施行する件（**同**八六〇）
○船舶安全法第六条ノ四第一項の規定に基づき、型式承認をした件（**同**八六一～八六三）
○船舶等型式承認規則第八条の規定に基づき、型式の変更を承認した件（**同**八六四）
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の住所等を変更した件（**関東地方整備局**三二七）　八
○道路に関する件（**北陸地方整備局**九六、九七）
○エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定により登録建築物調査機関を登録した件（**中部地方整備局**一一四）　九
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関を登録した件（**九州地方整備局**九五）　九

〔国会事項〕

内閣　行政改革推進本部事務局　国家公務員制度改革推進本部事務局　内閣府　消費者庁　二

〔人事異動〕　三

〔叙位・叙勲〕　三

〔褒賞〕　三

〔官庁報告〕

官庁事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知（外務省）　三

〔公告〕

諸事項

官庁

財団、有権者申出方、金融商品取引業者の登録取消し処分関係　三

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三

会社その他　三